

平成30年度第3回

一宮市都市計画審議会  
議事録

一宮市都市計画審議会

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が平成31年2月14日午前10時00分、本庁舎11階1101会議室に招集された。

記

1. 諮問事項

議案第1号 一宮市立地適正化計画の策定

2. 報告事項

報告第1号 一宮市都市計画に関する基本的な方針（素案）の市民意見募集結果等について

報告第2号 一宮市緑の基本計画の改定について

4. 出席委員 14名

秀島 栄三、牛田 幸夫、櫻木 耕史、高取 千佳、宮本 由紀

鵜飼 和司、中村 一仁、長谷川 八十、谷 祝夫、平松 邦江

小川 秀史、川口 憲生（代理出席：伊藤 兼之）

高井 重美（代理出席：伊藤 晃一）、富山 弘美

5. 欠席委員 3名

豊島 半七、渡辺 之良、森 律子

[事務局]

まちづくり部長 寺澤 一成

まちづくり部次長 山田 芳久

都市計画課長 山本 篤人

同主監 中島 康博

同都市計画G専任課長 田内 誠一

同G課長補佐 今村 剛宏

同G主査 牛田 貴史

同G担当 中島 香衣

公園緑地課長 勝野 直樹

同整備G専任課長 堀田 恭史

同G課長補佐 長崎 友智

同G主査 永治 武志

開 会  
会 議 顛 末  
午前10時00分

事 務 局  
(開会のことば)  
お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより、平成30年度第3回一宮市都市計画審議会を開催させていただきます。  
本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
ただいまの出席委員14名でございます。一宮市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。  
なお、豊島委員、渡辺委員、森委員は本日ご都合が悪く、欠席されております。  
なお、川口委員及び高井委員は本日ご都合が悪く、欠席されておりますが、一宮市都市計画審議会運営規則第5条に基づき代理が認められておりますので、愛知県一宮警察署交通課長の伊藤様、愛知県尾張農林水産事務所一宮支所建設課課長補佐の伊藤様に代理出席いただいております。  
なお、本日の議案におきまして、一宮市都市計画審議会運営規則第6条に規定する除斥の対象となる議事はございませんので、併せてご報告させていただきます。  
それでは、開会に当たりまして、会長にごあいさつと、その後の議事の進行をお願いいたします。

会 長  
(会長あいさつ)  
会長を務めさせていただきます、秀島でございます。  
本日は、大変お忙しいところ、当審議会にご出席頂き誠にありがとうございます。  
本日は一宮市立地適正化計画の策定の1議案が諮問されております。また、報告事項として、一宮市都市計画に関する基本的な方針(素案)の市民意見募集結果等についてと、一宮市緑の基本計画の改定についての2案件がございますので、よろしく願いいたします。

会 長  
(議事録署名者の決定)  
次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。  
当審議会運営規則第10条には、議事録署名者2名を、会長が指名することとなっております。  
議事録署名者は、議席順をお願いしておりますので、鶴飼委員と中村委員をお願いいたします。

会 長  
(議案の審議)  
それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。  
議案第1号「一宮市立地適正化計画の策定」をご審議賜りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、会長。

会長

はい。

事務局

それでは、議案第1号について説明させていただきます。本議案につきましては、都市再生特別措置法第81条第17項に基づき、立地適正化計画の作成にあたり、都市計画審議会の意見をお聴きするものです。

一宮市立地適正化計画は、都市機能誘導施設の誘導を少しでも早く促すために、今年度都市機能誘導区域を先行して公表し、来年度に居住誘導区域の設定に伴う計画変更を行う予定でございます。

そこで、前回の審議会以後、お示ししました、一宮市立地適正化計画 都市機能誘導区域編（素案）を、平成30年12月17日から平成31年1月16日までパブリックコメントを実施し、4名の方から6件の意見をいただきました。

また、平成30年12月21日と23日に説明会を実施し、7名の方にご参加いただきました。

いただきましたご意見の概要とそれに対する市の考えを別紙にまとめておりますので、簡単にご説明いたします。

別紙1は前回の審議会でもいただいたご意見になりますので、説明は割愛いたします。

1枚はねていただき、別紙2をご覧ください。こちらは説明会での質問及び意見とそれに対する市の考え方でございます。1番目の拠点以外の地域に住んでいる場合に拠点へ引越さないといけないのか、というご意見につきましては、おおよそ50年といった長期的展望に立って拠点への都市機能の集約や居住の誘導を図っていくことをお答えさせていただきました。3番目や4番目の人口の集約手法や施設の集約手法に関するご質問につきましては、届出・勧告制度や税制面での優遇や市独自の施策の検討によるインセンティブの付与を検討していくことをお答えさせていただきました。

1枚はねていただきまして、別紙3をご覧ください。こちらは、パブリックコメントでの意見と、それに対する市の考え方でございます。3番目の、一宮駅周辺地区の都市機能誘導区域について、徒歩圏外であり総合戦略における中心市街地区域からも外れている区域をなぜ含めたのか、というご意見につきましては、徒歩圏や中心市街地区域を基準としながら、都市機能の立地状況や用途地域の指定状況を勘案した上で区域を定めた、としております。5番目の、誘導区域以外で高度な都市機能を提供している区域や商業施設が集積している駅前をどうしていくのか、というご意見につきましては、鉄道やバスなどの公共交通の利便性が高い区域については、居住の誘導を行い、人口の集積により既存施設の維持を図る、としております。

これらを踏まえ、一宮市立地適正化計画案を作成しましたので、本日その内容をご審議いただきたいと思っております。

それでは、インデックスの議案第1号より、1枚はねていただきまして、一宮市立地適正化計画案をご覧ください。

1枚はねていただきまして、目次でございます。

1枚はねていただきまして、まず、序論 立地適正化計画について、では、1ページ立地

適正化計画とは、から始まりまして、2ページ立地適正化計画策定の背景・目的、1枚はねていただきまして、3ページに立地適正化計画に定める事項について記しております。4ページからは上位計画や関連計画での位置づけということで、第7次一宮市総合計画や県が定めます尾張都市計画区域マスタープランといった計画の中での、立地適正化の位置づけを記しております。

11ページをご覧ください。立地適正化計画の対象区域と計画期間について記しております。12ページでは、検討の進め方と検討体制について記しております。

1枚はねていただきまして、第1章 都市構造上の課題に対する分析・整理としまして、13ページからは、都市構造の把握ということで、人口、土地利用、公共交通、都市機能、災害、財政の視点で整理し、31、32ページでそれぞれの視点における課題の分析・整理をまとめております。

続きまして33ページでございます。第2章 立地適正化計画に関する基本的な方針としまして、先程の課題の中から、立地適正化計画において注力すべき課題を人口と公共交通とし、人口については、人口減少と高齢化が進むと想定される一方、近年の転入、転出状況をみると、子育て世代が転入超過傾向にあることから、今後の一宮市では、子育て世代、高齢者のニーズに合った環境づくりが必要と考えました。

公共交通については、市民アンケートの結果によりますと、将来的な公共交通サービスの低下を不安視する声が多いことから、公共交通ネットワークの維持・充実が必要と考えました。

以上より、一宮市立地適正化計画におけるまちづくりの方針を、子育て世代や高齢者が安全・安心に暮らせるまちづくり、と設定しました。

34ページでは、多拠点ネットワーク型都市を目指すべき都市構造とし、これを基に1枚はねていただきまして、35ページで都市機能・居住の誘導方針をまとめております。

続きまして、第3章 都市機能誘導区域についてとしまして、36ページから都市機能誘導区域の設定の考え方についてまとめております。都市拠点、副次的都市拠点、市街化区域内の地域生活拠点につきまして、徒歩圏や関連計画との整合、現行の都市機能の集積状況等を考慮して区域を設定しました。

38ページをご覧ください。ここでは都市機能誘導施設の考え方についてまとめております。誘導方針を踏まえ、子育て世代や高齢者の利便性向上を図るため、介護福祉機能、子育て機能、商業機能、医療機能について誘導する機能としました。また、市域全域にバランスよく立地することが望ましい施設については、誘導施設に設定しないこととしました。

そして、介護福祉機能については、健康増進施設を、また、子育て機能については、認定こども園、商業機能については、3,000㎡以上で、生鮮食料品も取り扱う商業施設を設定します。また、現在10,000㎡以上の大規模な商業施設が含まれる区域においては、それを維持する目的として設定します。

医療機能については、病床20床以上の病院を設定します。また、現在、病床200床以上の地域医療支援病院が含まれる区域においては、それを維持する目的として設定します。

これに基づき、39ページからは各地区の都市機能誘導区域の設定の考え方と誘導施設についてまとめました。

続きまして、53ページをご覧ください。

こちらに全体図として全7地区の範囲と対象となる誘導施設を一覧でまとめております。ちなみに、都市機能誘導区域は一宮市全体で438.5ha、市街化区域の約11.5%となります。

54ページからは都市機能誘導区域における誘導施策としまして、税制上の特例などの国などが直接行う施策、社会資本整備総合交付金の活用といった国の支援を受けて行う施策、優良建築物等整備事業といった本市が独自に行う施策について記載しており、56ページには届出制度について記載しております。

最後に、57ページからは、本計画案に記載されております用語の解説を載せております。

以上が、議案第1号の説明となります。

なお、今後の手続きとしましては、本日ご審議いただきましたのち、策定委員会に諮り、5月1日に公表を予定しております。これにより、誘導しようとする介護施設、子育て、商業、医療の特定の施設を7か所の都市機能誘導区域外に建築しようとする場合には、工事着手の30日前までに届出が必要となります。そのため、3月25日から事前公表を行い周知いたします。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長                    それでは、趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。

委 員                    17ページ、〇こうした人口集中地区（DID）の拡大に伴い、1990年（平成2年）には約50.4人/haまでは人口集中地区（DID）人口密度は低下しましたが・・・とありますが、文章がわかりづらいので訂正したほうがよいのではないですか。

会 長                    ありがとうございます。拡大に伴い人口密度が減っていると言いつつ、その後増加している旨を一文でまとめてしまっているため、わかりにくさがありますね。

事 務 局                    ご指摘いただきました点について、再度精査いたします。

会 長                    それでは採決が出来ませんので、方針を示してください。

事 務 局                    わかりにくいため、一部削除させていただきます。3行目の、は人口集中地区（DID）を削除し、こうした人口集中地区（DID）の拡大に伴い、1990年（平成2年）には、約50.4人/haまで人口密度は低下しましたが、その後は微増傾向となり、2015年（平成27年）現在、約54.2人/haと人口集中地区（DID）の基準である40人/haとなっています、に訂正させていただきます。

会 長                    こうした、という文言があり前段から続いているように見えますが、前段は平成元年とっているのに対し、ここでは平成2年となっており、時代が重なっていません。また、ここで何を説明したいのか、人口密度の変化を説明したいのか、そうでないかがはっきりしていません。この頁を通して、西暦と和暦の表記が混在しており統一感がないのも気に

なります。

会 長 三番目の○では市街化区域全域が人口集中地区（D I D）になったことを示しています。四番目の○では、人口集中地区（D I D）が広がったことをうけての人口密度の変化を示すのであれば、そのみを記載してはいかがでしょうか。あるいは、右のグラフを説明することが主旨であれば、こうしたという文言を削除してはどうでしょうか。

事 務 局 検討いたしますので、少々お時間をいただきます。

会 長 では、その間に議事を進めます。他にご意見いかがでしょうか。

委 員 5 5 ページの本市が独自に行う施策における特定用途とは何を指すのでしょうか。

事 務 局 5 6 ページにも記載があります、都市機能誘導施設の用途です。

委 員 別に記載のある容積率の緩和は誘導手法としてよく見られるものです。都市機能誘導区域が設定されているのは、商業地域や準工業地域、第一種住居地域などが見受けられますが、現状で用途を緩和しないと都市機能誘導施設が立地できない箇所があるのですか。検討と書いてはありますが、ピンとこないので整理いただきたいです。

また、地域医療支援病院は全ての都市機能誘導地域において誘導施設に該当するのでしょうか。関連して、3 8 ページの地域医療支援病院に※がついていますが、後ろの用語集に説明がありません。

事 務 局 地域医療支援病院につきましては、用語集に追加いたします。ご質問の誘導施設への位置付けについては、地域医療支援病院は法律で病床 2 0 0 床以上とのくくりがあり、一宮市では一宮駅周辺地区のみにおいての誘導を考えています。

委 員 4 0 ページを見ると、一宮駅周辺地区においては現状 3 つの病院が立地していますが、全ての病院が地域医療支援病院に該当するのですか。

事 務 局 この中で病床 2 0 0 床以上となるのは、1 つの病院のみです。

会 長 1 つ目の特定用途に関するご意見については、いかがでしょうか。

事 務 局 特定用途につきましては、現段階では委員のご指摘の通り現在の用途においては特に問題ありません。将来的に検討を重ねる中で用途に合わない誘導施設が出てきた場合を想定して記載しております。現段階では、一宮駅周辺地区における容積率の緩和が主となる施策となります。

委 員 今のご質問に関連しておりますが、特定用途における容積率、用途制限の緩和の検討においては、例えば特例容積率適用地区制度を活用されるのか、それとも市独自に設定され

るのでしょうか。また、先ほどご質問があったように容積率緩和が必要になるような需要があるかということもですが、地区計画における容積率緩和はどのような考えの下で設定されたのでしょうか。地区計画で容積率をたたいておいて、インセンティブとして容積率の緩和を与えることで、中心市街地へ誘導するといったこともよく行われる手法です。

事務局

特定用途における容積率緩和等につきましては、国の制度にあります特定用途誘導地区というものをご定めまして、都市機能誘導施設が立地する際に容積率や用途制限を緩和することを考えておりますが、現在具体的に設定を検討している箇所はございません。新規の誘導というよりも、今ある施設を維持することを主として都市機能誘導区域、誘導施設を設定しました。

今年度行いました一宮駅周辺地区における容積率緩和の地区計画につきましては、総合戦略の中で、にぎわいを創出する中心市街地の活性化という施策があり、その一環として、容積率を緩和することで土地の高度利用や機能が集積した建物の立地を図るという主旨で実施しております。

委員

55ページに書かれている特定用途における容積率・用途制限の緩和の検討というところで、国交省で定められている制度を今後使うことを検討されるということですね。

事務局

現在はまだ検討を行っていませんが、今後の動向を見ながら必要に応じて検討を行います。

委員

地区計画で既に容積率の緩和をしており、それがどのくらいのインセンティブになるのかということがありますので、動向を見ながら検討が必要だと思います。

事務局

仰るとおり、地区計画の区域ですと更に緩和ということになりますので、今後の動向の中で必要な誘導施設を見定め検討を行ってまいります。

委員

よろしく申し上げます。

委員

パブリックコメントが4名、説明会は7名参加されたということですが、少ないように感じます。今後の企業の立地や居住に関して重要な施策だと思いますので、例えば、都市機能誘導区域に設定された地域への出前講座など、今後公表する中で広く市民や企業の方に知っていただけるように努めてください。

事務局

仰るとおり、パブリックコメントや説明会は少ない結果でした。今後公表するに当たり、パンフレットを作成いたします。ホームページや議会への報告は当然としまして、他に宅建協会等の建築関係の会社や土地家屋調査士会にも通知をしていきます。

委員

どのように市民から意見が出るのかと思い、日曜日昼の説明会に参加しましたが、私を含めて出席者が3名の状況でした。質疑応答の時には、年配の方がなぜ議員が来ていないのだという事と、自分の意見を仰って5分ほどで帰られました。あとは若い男性の方がみ

えて、色々なことを質問されていました。昨年度のオリナス一宮で開かれた説明会のよう  
に大勢の方が参加されているかと思いながら参加しましたが、そのような状況でした。計  
画が漠然とした内容ですし、市民の方は、自分の身近な問題でないと動きません。広報に  
載せても関心を持たれなければ中々読んでもらえません。そこを考えると、先ほどの意見  
にもありましたとおり、広報に工夫が必要だと思えます。いざ計画を作るということにな  
ると、市民の方から聞いてないというような声上がる人が多いですが、市としてはこれ  
だけ広報をやったのだと言えるだけのことを準備しないといけないと思えます。

本編を読みましたが、やはりわからない言葉がたくさんありました。現在も用語集がつ  
いていますが、本当に一般市民が理解するためには、この2、3倍の用語集が必要だと思  
います。大変だと思えますが、専門家の方にもお聞きしながら、準備を進めていただきた  
いと思えます。

会 長            なんとか市民の方にも関心を持ってもらいたい、それは切に願うところですが、その一  
方でパブリックコメント自体が上手く機能していないということがよくあるようにも思  
います。議会があるわけですから、市民の声は本来そこを通じていくものなのかもしれませ  
ん。そうして考えると、パブリックコメントは何のためにやるのだらうという声も出てく  
ると思っています。なので、それとは別にワークショップをやろうとか、そういう展開も  
あると思えます。難しい課題かと思えます。

事 務 局        ご意見いただきありがとうございます。来年度、居住誘導区域の設定に伴いまして、同  
様にパブリックコメントを実施いたします。ご意見を十分踏まえた上で、周知を徹底して  
まいります。

会 長            ありがとうございます。他にご意見いかがですか。

委 員            内容についてではないのですが、数字や記号の全角半角やスペースの有無が統一されて  
いないことが気になります。市民の方に読んでもらうという視点で一度ご確認いただき、  
対応をお願いします。

事 務 局        ご指摘いただきました点について、再度確認し修正を行います。

会 長            先ほどの文言修正について、方針を示していただくことはできますか。

事 務 局        先ほどの17ページの文章に関するご指摘の件につきましては、右側の人口集中地区  
(D I D) 面積と人口密度のグラフの説明という形で考えておりましたので、先ほどの会  
長からのご指摘の通り、こうした、という文言と先ほど説明しました箇所を削除させて頂  
きます。

会 長            字句の詳細は私と事務局にご一任いただければと思います。

会 長            他にご意見はございませんか。それでは、採決をさせていただきます。

今の点も加味した上で、議案第1号 一宮市立地適正化計画の策定について、原案のとおり可とする旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

会 長

ありがとうございました。

ご異議ございませんので、原案のとおり可とする旨、答申をすることに決定をいたします。

会 長

以上をもちまして諮問案件の審議は終了となりますが、報告案件が2件ございます。

まず、報告第1号 一宮市都市計画に関する基本的な方針（素案）の市民意見募集結果等について、説明を事務局よりお願いします。

事 務 局

はい、会長。

会 長

はい。

事 務 局

それでは、報告第1号、一宮市都市計画に関する基本的な方針（素案）の市民意見募集結果等について、説明いたします。

まず、都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランは、前回の審議会において説明しましたとおり、全体構想は今年度、地域別構想は来年度に策定し、合わせてすべてを来年度末に公表する予定ですが、全体構想につきましては、第1号議案の立地適正化計画と併せて、パブリックコメントや説明会を行いました。

なお、今回全体構想のみでパブリックコメント、説明会を実施しましたが、それは「立地適正化計画」において、目指すべき都市構造を設定する必要がありますが、その際は都市計画マスタープランと調和を図ること、とされているためであります。

それでは、内容について説明いたします。

まず、資料1をご覧ください。こちらは、前回の審議会での皆さまからのご意見になりますので、説明は割愛いたします。

資料2をご覧ください。こちらは説明会での質問及び意見とそれに対する市の考え方で、1番目と2番目になりますが、前回からどのように変わったか、また、改定のポイントを教えてほしい、というご意見につきましては、人口減少、少子高齢化への対応がポイントであり、前マスタープランからの主な変更点につきましては、現況の土地利用や用途地域を踏まえて土地利用方針図を作成していることや、分野別方針において、都市防災及び環境形成について追加していることをお答えさせていただきました。また、9番目の、一宮市において他市との違いをどのように打ち出していこうとしているか、というご意見につきましては、本市の魅力であるトカイナカという点を踏まえて都市機能や居住の誘導を図る、というお答えをさせていただきました。

資料3をご覧ください。こちらは、パブリックコメントでの意見と、それに対する市の考え方でございます。5名の方から11件の意見をいただきました。2番目の、一宮市の独自性・地域性がない、というご意見につきましては、本市の魅力としては、都会と田舎

をあわせた造語である、トカイナカ、つまり名古屋から電車で10分という距離でありながら、都会の利便さと田舎ののどかさを併せ持つところであり、その点を踏まえて策定している、としております。5番目の無秩序な開発の抑制について、これまで乱開発が進んでおり、実現性が極めて低いように感じるため、具体策をお願いしたい、というご意見につきましては、関係部署と連携し、市街化調整区域内地区計画運用指針に基づいた無秩序な開発の抑制などにより取り組む、としております。また、6番目の液状化危険度が高いことについての方針がない、というご意見については、公共施設の耐震性の向上や、民間の建築物の耐震改修などの促進、また防災マップの活用により住民への情報提供を行う、としております。さらには、隣接する岐阜県の市町とのつながりを強化し、住みよい町にしてほしい、内水ハザードマップを作成して都市災害に備えるべき、木曾川駅から浅井町、また江南駅へバス路線を広げてほしい、といったご意見もございました。

以上が、報告第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長            それでは、趣旨説明が終わりましたので、ただいまのご報告についてご質問等ございましたらお願いいたします。

委 員            ご説明ありがとうございます。液状化についての意見がありましたが、先ほどの議案第1号の資料でも示されたように、一宮市には液状化の危険度が高い地域が多くあります。今回の議案の本筋ではありませんが、市独自の液状化に係る補助はあるのでしょうか。わかりましたら教えてください。

事 務 局            液状化の対策に特化した市の補助はございません。耐震に係る補助があります。

委 員            液状化については他都市と比較しても危険度が高いので、市の独自性を出すにあたり、液状化対策の補助もあるといいと思います。液状化の被害は想定できないところもありますので、対策をしたからといって被害が出ないかといえませんが、そういった一宮市の良い面も悪い面も独自性として出していければと思います。

事 務 局            ご指摘のありました一宮市独自の補助につきましては、担当課に申し伝えます。

会 長            他にいかがでしょうか。

委 員            先ほどのご意見に関連してですが、立地適正化計画の都市機能誘導区域は全て国道22号以西にあります。国道22号以西は液状化の危険度が高い地域となっています。東は市街化調整区域なので都市機能を誘導することはできませんが、もし大規模な地震により液状化が起こった場合、一宮市の生活の拠点となるところがほぼ全滅してしまいます。今後は、そのような事態を想定して、国道22号より東側の地域における災害に対するまちづくり、例えば公共施設の耐震化の優先度を高くすることなどが重要だと思います。市として、液状化危険度を踏まえたまちづくりの方針について、現状検討されているのでしょうか。

事務局 現時点ではそういった方向性はございません。

委員 災害は起きないに越したことはありませんが、災害が起こったときの想定はしなければなりませんので、今後は都市計画においてもそのような観点を踏まえたまちづくりを進めていただきますよう、要望します。

委員 資料3のパブリックコメントの4つ目の意見に対する回答において、世帯が増えていますが、市街化調整区域において世帯数が増えていることに対してどういう理由で増えているのか分析はされているのでしょうか。

意見には農地が著しく減少しておりとありますが、市街化調整区域であれば立地が制限されており乱開発はないはずだとは思いますが、世帯数が増えているのはどうしてなのかを見た上での回答なのでしょうか。

事務局 市街化調整区域であっても都市計画法第34条により開発はできますので、住宅が立地し、そこに新しい世帯が転入することにより世帯が増えていると考えています。

委員 通常都市計画法第34条行うことができる開発であれば、新たな建築物が無秩序に立地することはできないはずなので、乱開発は起きていない前提ですよね。空き家のリノベーション等で世帯が増えているのは想定されますが。この回答は、適正な開発が行われた上ことを確認された世帯が増えていると読めばいいのでしょうか。意見に、農地の著しい減少や乱開発という言葉が出てきており、それを是認したように見えてしまいます。

事務局 法律に基づいて適正な開発が行われています。

会長 他にご意見はいかがでしょうか。それでは、報告第1号は以上とさせていただきます。

会長 続きまして、報告第2号 一宮市緑の基本計画の改定についての説明を事務局よりお願いします。

事務局 はい、会長。

会長 はい。

事務局 報告案件であります、一宮市緑の基本計画の改定について、説明させていただきます。本日配布いたしました資料を御確認ください。

まず、資料上段にも記しておりますが、緑の基本計画とは都市緑地法第4条に規定される計画で、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として定められております。市の上位計画である一宮市総合計画や、先ほどの報告案件でもありました都市計画マスタープランとの関連の深い計画となっております。そのため、今回、都市計画審議会での報告案件としてあげさせていただいております。

現行の計画は平成21年3月に策定しており、概ね10年が経過いたしました。その現

行計画に基づき、各施策等を行ってまいりましたが、近年の社会情勢の変化に伴いまして、資料の中段に記しておりますが、都市公園法や、都市緑地法などの関係法令の改正が行われ、これらの法改正の内容を踏まえ、緑の基本計画を改定することといたしました。

関係法令の主な改正としましては、都市農地が都市にあるべきものとして農地を緑地に含まれることを明確化された都市緑地法の改正や、飲食店や売店などの施設から生じる利益を活用して公園内の園路や広場等の整備を一体的に行う事業者を公募により選定する、公募設置管理制度、いわゆるP a r k - P F Iなどの新設があり、そのような内容を反映した緑の基本計画の拡充が必要となります。

今回、緑の基本計画の改定にあたり、緑の基本計画策定委員会を立ち上げ、策定に向けて議論を進めてまいります。資料の下段に記しておりますが、先月の1月23日に第1回目の緑の基本計画策定委員会を開催いたしました。第1回目の策定委員会では、一宮市の緑の現況と課題、また、現行計画の達成状況の報告とともに、次回以降に議論していただくため、緑の基本計画に期待することなどの意見交換を行いました。今回の委員会では決定事項はなく、委員会でいただきました意見を基に次回以降の策定委員会で議論していただく基本方針案に反映してまいります。

次回以降の予定としましては、来年度2回の策定委員会後に、パブリックコメントを実施し、パブリックコメントの結果を最終の策定委員会にて取りまとめ、来年度末の緑の基本計画の策定に向けて進めてまいりたいと考えております。

説明としては、以上となります。

会 長            それでは、趣旨説明が終わりましたので、ただいまのご報告についてご質問等ございましたらお願いいたします。

委 員            今年の1月23日に第1回の緑の基本計画策定委員会が行われ、緑の現状把握などの説明がなされたと報告がありましたが、一宮市の農地や緑がどのような状況であるか、教えてください。

事 務 局            第1回の策定委員会では、緑の現状の把握といたしまして、今ある緑の現状を報告いたしました。まず、委員からの意見として、現状を把握する上でデータの調査年度等にはばらつきがあったため、他都市との比較などのデータの年度をしっかりと整理して比較してくださいというような意見がございました。また、具体的な数値のご説明としましては、都市公園の面積につきましては、一宮市全体では一人当たりの都市公園面積が5.36㎡であり、全国平均は10.3㎡だったと思っておりますが、それに比べてはだいぶ少ない状況にあります。一宮市は山林などがございませんので、どうしても面積的には少なくなると説明いたしました。ただこれからはやはり人口減少、少子高齢化に伴いまして量より質の時代に入ってきていると考えており、先ほども報告しましたP a r k - P F I制度などを活用してより使える公園にしてまいりたいと考えており、それに伴い、都市における有効な緑をなるべく造っていきたいと考えております。以上です。

委 員            今後、農地も緑地に含まれるという報告があったかと思っておりますので、それを踏まえたデータが分かったら教えてください。よろしく申し上げます。

事務局 今手持ちのデータでは、一宮市農用地区域の面積は平成20年度では1,902haなのが、平成30年度では1,856haとなっております。

委員 要望になるのですが、前の議案の中で、会長が仰ったようにパブリックコメントというよりも、ワークショップのようなものを行ったほうがいいのではないかと思います。まちづくりにおいても、何回かワークショップをやっていく中で、いろんな市民の意見がでてきます。特に緑地、公園ですと色んな世代や障害を持った方、お子さん連れなどが集まる場所ですので、関心を持った人が意見を言い合えるワークショップを実施し、市民に対しアピールすることで、市民も自分たちのことを考えてやってくれていると感じ、身近な計画になると思います。是非ワークショップを取り入れる方向で進めていただいたほうがよいと思います。

事務局 仰ることは大変よくわかります。ただ時間的にできるかどうかを、もう一度策定委員会の委員長とも相談しながらやっていきたいと思っています。もしできなくてもパブリックコメントの中で、そういった世代に働きかけるようなことを何かできないかなと思っていますので、よろしくお願いします。

委員 ワークショップを開催する際に、策定委員会の委員さんが出なきゃいけないってことはあるのでしょうか。策定委員さんがワークショップに出なくてもワークショップでの意見を踏まえて策定委員会に反映していく形でよいかと思っています。

事務局 現在、ワークショップという形ではなく、広報課で取りまとめをしている全世帯から無作為抽出をした3千人の市民に対してアンケート調査を行っております。そのような調査方法から意見をいただき計画に反映していきたいと考えております。

会長 事務局の肩を持つわけではないですが、ワークショップはワークショップで問題点ありますので、もちろん労力はかかるのと、市民の総意にはなっていないのでそこで出た結論をどう反映していくかが課題にあると思います。

委員 警察の立場からの要望になるのですが、公園等整備されるとき、植樹などにより緑が増えると思います。植樹されたときに、公園の外から樹木の陰になり見えない状況ができてしまうと、防犯的な観点から危険なため、植樹の際には外からも見やすくなるよう配慮していただきたいです。また、公園の道路際に樹木を列植してしまうと見通しが悪くなってしまい、交通事故の危険性も高まってしまうため、交通事故防止の観点からも考慮していただきたいと考えております。

事務局 緑の基本計画自体には植樹計画などの詳細まで明記することが難しいため、公園緑地課として、ご意見いただいた内容を考慮して、例えば、外周であれば60cm以下の低木、もしくは、目線より上にしか枝がないような木を配置することで、目線の高さの阻害とならないような配置で計画し管理してまいりたいと思いますので今後とも宜しく申し上げます。

委員 　　そういったことは明文化されているのですか。

事務局 　　内規の中にはございます。

委員 　　植樹し、年数が経過すると、想定以上に大きくなってしまっているのが、現状だと思えます。そのため、警察の方々も苦慮されていると思われるため、やはり明文化すべきなのではないでしょうか。

事務局 　　内規としては明文化されています。植樹をして間もない樹木は目線より下のところに枝があることがあるかもしれませんが、成長していく中で、下枝を落として、見通しをよくするような管理をさせていただいておりますので、今後とも、そのような見通しの悪い箇所等、教えていただければそのように対処させていただきますので、宜しくお願いいたします。

委員 　　先ほどアンケート調査をされたと報告がありましたが、おそらく調査対象は、住民の方だと思います。公園というのは、保育園とか幼稚園の子を連れて保育士さんが連れて行く場所だと思うので、保育園とか幼稚園にもアンケートをしてみるとよく利用する人達の意見が聞けるのではないかなと思いました。

事務局 　　アンケート調査の対象は、公園緑地課で選ぶ形ではなく、無作為抽出しておりますので、子育て世代や高齢世代にも、まんべんなく調査しています。

委員 　　無差別ですか。偏る可能性はありますか。

事務局 　　無差別で抽出しますので、統計上は割と偏らないと思います。

会長 　　今のご意見は無差別ではなくて、ヘビーユーザーに聞くべきではないかという意見ではないかと思えます。

委員 　　保育園や幼稚園の先生方がパブリックコメントに参加することはなかなかないと思いますので、アンケートをやっていることをお知らせして、今後の公園づくりに対する意見をいただくとよいのではないのでしょうか。

事務局 　　わかりました。一度、保育園などで聞き取りができるかどうかを内部で検討して、できればそういうふうにさせていただきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

委員 　　今のご答弁で、保育園等で聞き取りが出来るかということを検討されるというお話でした。先ほどのアンケートも年代が偏らないよう無差別で抽出して決めていると思いますが、個別で保育園に聞くとすると、その他の公園を利用される世代である、例えば高齢者、老人クラブなど、全部に聞き取りをしなければならなくなります。聞き取りをすることに

反対ではないのですが、計画策定までの期間で行っていけるかどうかが問題だと思います。もちろん保育園の方々の意見もしっかりと受けとめなければいけないという思いはよく分かりますが、全世代にとっての公園、緑なので、そのあたりの点について、どのような調査方法があるのかご答弁いただきたいと思います。

事務局 例えば保育園に行くのであれば、介護施設や、老人ホーム等にも行ったほうがいいというご意見については検討してみます。できれば、より多くの方からの意見を計画に反映したほうが、よりいいものができるかと思います。

委員 保育園とか幼稚園と言ったのですが、私が言いたかったのは、施設の代表者への調査ということです。

事務局 施設というのは、どういった施設をお考えでしたか。

委員 高齢者を公園に連れて行くなど、公園を利用している施設にアンケートをする。保育園の先生に個人的に聞き取りをする形ではなくて施設に配ってアンケートをする形を想定していました。

事務局 公園を利用している施設の代表の答えとして、保育園に一通配り、施設全体として答えてくださいという話しですね。承知しました。

委員 緑の基本計画の策定委員はどのような方がいらっしゃいますか。

事務局 策定委員の委員長は、日本福祉大学の千頭教授です。あとは副委員長として、岐阜県立国際園芸アカデミーの今西学長、また、愛知西農業協同組合の常務理事や一宮市小中学校長の会長等がいらっしゃいます。

会長 それでは、報告事項は以上でございますので、事務局に以降の進行をお返しします。

事務局 最後に事務局からですが、一宮市立地適正化計画の17頁においてご指摘いただきました点や、半角等の表記の統一については、会長にご相談いただきながら修正を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(閉会)

事務局 会長どうもありがとうございました。それでは、本日は大変お忙しいところ、長時間にわたりご審議頂きありがとうございました。これをもちまして、平成30年度第3回一宮市都市計画審議会を終わらせていただきます。

閉会 午前11時30分